

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労組連執行委員長以下との事務折衝

令和5年12月21日（木曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

本日はまず、前回回答をお示しさせていただいたが、その修正があるので資料をお渡しさせていただく。前回、12 の諸手当の(11)テレワークの部分、現在、国や他都市の動向も踏まえ、検討を行っている状況であるということで回答させていただいていたが、今回、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、光熱水道費等の負担軽減の観点から、別紙のとおり、在宅勤務等手当の新設を行うこととすると修正させていただいている。こちら、テレワークの実施にかかる手当については、令和4年の国の人勧で、光熱水道費の負担軽減の観点から、新たな手当の具体的な枠組みを検討とされていたところである。令和5年の国の人勧では、テレワークを中心とする働き方をする職員について、光熱水道費の負担軽減のため、令和6年4月1日から月額 3,000 円の在宅勤務等手当を新設するよう勧告があったところである。勧告どおり、令和6年4月1日に給与法が改正され、同時期に地方自治法も改正されることに伴い、大阪市でも在宅勤務等手当を新設することとしたところである。国から詳細についてはまだ何も来ていない中ではあるのだが、費用負担を軽減するために支給する手当であり、職員のためになる手当になるので、国に遅れることなく大阪市も4月1日から実施したいと考えている。令和6年4月1日から実施しようとする、この2月3月市会で条例を改正する必要があるため、大枠で合意させていただけたらと思っている。先ほどもお伝えしたが、国から詳細について通知がまだないので、運用等の詳細については今後、国等の状況を考慮して検討してまいりますので追々示していけたらと思っている。資料としては、在宅勤務等手当の新設についてということでお配りさせていただいているものになる。国においては、テレワークの実施にかかる光熱水道費等の職員の負担軽減等の観点から在宅勤務等手当を新設し、令和6年度から在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に支給することとされたところである。本市においても、地方自治法の改正等を踏まえ、在宅勤務等手当を新設することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。1、支給対象、全職員。ただし、日額及び時間額の会計年度任用職員については支給対象外とする。2、支給要件、以下すべてを満たすテレワークを命ぜられた職員に対して支給する。1つめ、職員の住居、その他これに準ずる場所において勤務すること。2つめ、所定の勤務時間、休暇により勤務しない時間、その他これに準ずる時間を除くのを全部を勤務すること。3つめ、3月以上の期間について1か月あたり平均10日を超えること。3、支給額、月額3,000円になる。4、その他、在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し、以下のとおり所要な措置を講じる。交通機関等を利用する者については、交代制勤務に従事する職員等に準じて通勤手当を支給する。自転車等を利用する者については、100分の50を乗じて得た額を減じた額を通勤手当として支給する。5番、実施時期については、令和6年4月

1 日から実施したいと考えている。以上。

(組合)

10 日ほど前にはなかったものが 10 日ほど出てきたということになるが、我々も国が作ったのだから出すべきだという要求をしていたものだが。

認識不足、知識不足で申し訳ないが、支給対象の所で、ただし日額及び時間額の会計年度任用職員は支給対象外と書いているが、そもそもその会計年度任用職員、テレワークをしていたのか。取れていたのか。

(市)

一応、所属が認めたらテレワークするというのもできていたかと思う。あまりできるような方はいないのかなとは正直、思っている。日額、時間額、基本、会計年度の方は基本来ていただいてお仕事してもらったりというのがベースになると思っているので、あまり日額、時間額でテレワークをしている方というのはごく少ないのかなと思うが、一応、制度上は、所属の方で認められたらできるということになっている。

(組合)

2 番の支給要件の部分だが、3 月以上の期間について 1 か月あたり平均 10 日を超えるとということでは、随分多いなという印象。本庁あたりではこういう職員がたくさんいらっしゃるのか。

(市)

正直、たくさんはいない。ごく少数。今でもテレワークって原則週 2 回までで、週 2 回を超えとなると、育児であったりとか介護であったり、ご自身の体の事情であったり、何らか事情がある方というのが週 3 回以上というのが認められているところになるので、ベースとして通常、普通に業務をしている、何も事情がない職員については週 2 回までなので、この 1 か月あたり 10 日を超えるということは、まずない。なので、本当、そんなに正直いないところだが、令和 4 年とかで言うと 20 名程度くらい。年間で言ってもそれくらい。

(組合)

住居その他これに準ずるとするのは、この間、新たに広がった親族の所も含まれるということか。

(市)

そう。一応、その想定をしている。12 月 1 日から拡大されたかと思うが、その場所も

対象になっている。ただし、サテライトオフィスについては、職員が無償でテレワークを行っているということになるので、こちらはこの在宅勤務等手当の支給対象外とすることと考えている。

(組合)

ちなみに、将来的にこういった駅にあるような有料の貸しスペースを認めるようになったら、そこは対象になるのか。

(市)

一応、今のところの国の考え方とかで言うと、そちらも対象ということには、国の方では想定としては、一応、費用負担があるというので対象になるということになっているが、まだ大阪市の方では、有償のワークスペースみたいな所というのはテレワーク自体が認められていないので、今後、それがOKになってどうするか。一旦、なってからまた考えることになるかと思っている。

(組合)

認めるような議論はまだされていないのか。

(市)

そう。そもそもそこがまだテレワークしていい場所には、大阪市としてはなっていないので。

(組合)

しようかという議論も、まだされていないのか。

(市)

それはテレワークをということか。

(組合)

テレワークの場所として認めようかという議論も始まっていないのか。議論もされていないのか、提案もされていないのか。

(市)

どういう意味か。

この手当関係なくということか。

(組合)

今回に関係なく、将来的にそういった所も認めていくのか、話はまったく。

(市)

将来的な話としては、そういう個別に特化して何か議論するというわけではなくて、デジタル統括室を中心として、例えばモバイルワークとかそういう働き方の観点で、DX というその全体の中でどういう視野を持って進めていくのかという話はもちろんあると思う。ただ、今、職員の、例えばサテライトオフィス、有償のワークスペースと何か限って、そこについてこの場で何かお話できるような議論というのは特段、聞いてはいない。全体としてはもちろん進んでいく話かとは思っている。

(組合)

通勤手当が交代制勤務に従事する職員に準じて。給与ガイドの何ページに載っていたか。

(市)

持ってきていないからページは。

またちょっと調べる。

(組合)

3 か月以上の期間で1 月あたり平均 10 日ということは、20 日の月もあれば5 日の月もあったりとかしたときに。

(市)

そう。平均とったら 10 日以上やっているという人たちが、この手当を貰うことになるので、それを勘案して通勤手当の方も変えるような形で今は考えているが、詳細はまだちょっと、その平均のとり方であるとか、まだ国から示されていない所があるので、今後、通勤をどのように詳細変えていくのかというのは、まだ今後、検討しているところではある。

(組合)

通勤手当が減って、手当が増えるということは、課税対象が増えるということ。こちらも要求していたので。この 3,000 円というのは、国が 3,000 円だからということか。

(市)

そう。

(組合)

変更はここだけか。

(市)

そう。変更箇所としてはそちらだけになる。

給与ガイドは 28 ページかな。

28 ページ。通勤の所。諸手当の所の 28 ページ。

(7)の所に回数乗車券、通勤所要回数分の運賃の額。ここ。

(組合)

今日渡していただいた 2 ページの(4)、こちらは通勤手当について鉄道優先ありきではなくて、こういうふうに書いたが、経過があつてそういうふう聞いたというのもあつた。でもこの前のご説明ではそうではなくて、要するに最安経路というか、今ある規定に基づいて、それを超えて、そこでもっと先まで鉄道で行かずに、ここからバスに乗ったら便利じゃないかというのはだめだという話か。この前。例えば具体的に言ったら、大阪駅から、どこまで行くのか、要するにまだ JR に乗って、友渕という所なのだが、具体的に言ったら。

桜ノ宮。

だから行って、そこからもう一回乗り換えて鉄道に行けと言うのか、大阪駅からバスに乗ったら学校の前まで着く。一本で。しかも、この線は中心部から外向きの線だから、朝であっても極めて安定しているというか。時間的に。最近、僕は大阪シティバスで、路線にもよるけど、時間が安定しているということで、嫌がる人あるけど僕はそうじゃないけど、それは置いておいて、とにかくそういう意味で言ったら、行きも実際、そこから帰りも非常に時間的にも無駄なく便利だということだけど、大阪駅まで鉄道、JR で来た人は、そのまま乗って行けだから。そういうこと。こちらが言っているのは、何か最初はとにかく一番最寄りがバス停であっても、JR で来る人だったら JR の駅が最寄りになるだろうと。乗り換えもしなくてもいいし、JR 一本で行くわけだからその方が安いだろうということか。

(市)

そこはたぶん最安経路というのが設定されて、そこから 1.2 倍の範囲内とかだったら、バスであってもたぶんそっちの方が認定経路にはなると思う。

(組合)

JR で続いて行くよりバスに乗った方が高いかもしれない。

(市)

だからその金額との、JR で来いというよりも。

(組合)

だから最初は、鉄道ありきとか何かそういう言葉が出てきたから、昔みたいなことを言っているのかみたいに思ったのだけど、この前の説明で言えば、個々別々、それぞれの線で見ないといけないけど、ちょっとだから我々もちゃんと出さないといけない。要求自身を。反省している面もある。それをちょっと確認しておきたいと思って。同じことをまた繰り返してもいけないから。こちらも要求するなら、それでちゃんとしないといけないから。

(市)

別にバスを全然認めていないというわけじゃなくて。

(組合)

この前言ったから。

(市)

そう。言っていていただいていたみたいに、学校とか保育所とか幼稚園とかだと、結構バス停が目の前にあるというのがよくあるので、バス一本とかで来る人については、家の前のバス停から職場の前のバス停まで一本なのに、わざわざ電車乗せられるみたいな声もちょこちょこあったので、前の改正でそういうバス一本で来られる人については、乗り換えもせずそのまま乗れる人については、それを認めようという形に変わったりとかして、ある程度、職員に便利のように改正もされているし、バス乗りたいと言っても、最安と比べて別段そっちの方が安いであるとか、1.2倍の中に収まるとかであれば、全然そちらが認められていると思うので、何がなんでも電車で来いみたいなことには、もちろんなっていないと思う。おそらくその話でいくと、ちょっと高いのではないかという。

(組合)

僕も確認する。

(市)

それはバスに限らず、例えば地下鉄の方が便利だから地下鉄で来たいとなっても、そこはちょっと制度で、一定、経済性と合理性を見た上でやらないといけないので、すべてが認められるわけではない。

(組合)

自宅最寄り駅の問題があるから。自宅の最寄り。その人によって。

(市)

そう。すべてが認められるわけではないが、一定、職員に便利のように令和4年にも改正をしたところではあるので、またご確認いただけたらと思う。

(組合)

前回も言ったが、この再任用の一時金の支給率をなんとか。

(市)

再任用の一時金は、こっちではない。もちろん、会計年度と比べてという話か。

(組合)

そう。

(市)

我々は再任用はたぶん書いていないと思う。前も言っていた、たぶん本給ラインの方で言っていたいていたと思う。

(組合)

なんとかしてほしいというのが、切実な声が。

(市)

思いがあるのは、こちらも分かっている。

(組合)

会計年度のあれはまた後で、人事課グループのとき。

ここじゃないのか。

それは人事課。

今日もらっているけど人事の方。

(市)

どこの部分か。次、人事、この後させてもらうので。

7番とかか。

会計年度のおっしゃっていたのは。

(組合)

それはまたあれ、勤勉手当支給に伴って下げないでという。

(市)

前回もお話いただいていたやつ。一時金、勤勉手当を支給することに伴って、その報酬の水準を下げないというやつか。一応、前回もご説明させていただいたかと思うが、もちろん、たまたまこのタイミングで業務を整理して、もともと2Aとかだったのを、業務整理して難しい部分については本務の方で取ると。会計年度については簡単な事務処理だけやってもらうように変えるという話だったら、もちろんそれはちゃんと1Aとかっていうのに水準を変えないといけないというのはご理解いただいていると思う。たぶん言っていたいているのは、何も仕事が変わらないのに、勤勉が出ることによって、1Bだったのを、仕事も変わらないのに1Aとかに下げるみたいなことは起こさないようにしてほしいという趣旨のことだと理解している。もちろんそれは、国からもそういうことをしてはいけないというのを言われているし、大阪市としてもそういうのは、例えば所属が、仕事は変えないが予算の都合で払えないので報酬下げるみたいなことが来ても、いや、仕事変えないのに報酬変えるのはだめ、難しいというので、もちろんそのへんはきっちり言うてはいくので、もちろんそういうのは起こらないように大阪市としてもする。でも、言っていたように、仕事が変わるとなったら、もちろんそこは報酬水準ありきで考えていくので、たまたま、もしかしてそういうのがあり得るかもしれないが、一斉に、勤勉出るようになるから一斉に1ランク下げるみたいなことはない。そこはご安心いただいて大丈夫。

(組合)

それがなかなか。係長がさっき言ったように、もう一つある。もう一つは、正規の方で取って、仕事量なり責任を下げるということにしつつ、実質はやらせているということが起きるのではないかなと。

(市)

それは、どちらかという働かせ方の問題なので、その職場に対して、おかしいじゃないかと言っていたくものなのかなと思っている。

(組合)

実質、多くの所で今でもこの非常勤から会計年度になったときの状況と変わらない。仕事も正規と同じで、私の職場だったら外勤も行き、同じ量の仕事量もこなし、ほとんど正規と変わらないような内容をしているのに、そういったところで引き下げられたという思いが強い。そういうことがまた起きるのではないかなというのが、全国的な今、不安なところである。そのところをぜひとも、総務局として監視をしていただきたいと思う。あとは退職手当は。

(市)

退職手当はこっち。諸手当の方。9番の。

(組合)

退職手当、定年引き上げになって、特例はあるにしろ、5年間、働き続けられないといけないのに、その間、その退職手当が上がることもなく、利子が付くこともなく、国のあれでそれと同じと言ってしまうと終わりで、このところなんとかならないのかなと。

(市)

退職手当については、定年引き上げのときに、何度も議論をさせてもらっていたかと思うのだが、国の方がこの定年引き上げのタイミングで支給率を伸ばすであるとか、そういう動きがあれば、大阪市、各市町村もたぶん対応したのだろうが、基本的には合わせにしている手当にはなるので、大阪市独自で伸ばすみたいなのというのが、ちょっと難しいところではある。

(組合)

大阪市として国に伸ばせよというような要望とかは、大阪市とか政令市で。

(市)

あまり記憶がない。

(組合)

交通用具の面では、駐輪場とか、昨今、ガソリン代が高くなっているの、車を使って通勤されている方は非常に痛いのではないかなと思うが、そのへんのところに臨時的な対応とか、そんなこととかは考えていないか。

(市)

そう。今のところは、そこについては変える予定とかはない。

(組合)

住宅手当を引き上げるというものもないか。

(市)

住居手当もない。

(組合)

だんだんインバウンドが回復してきて、大阪の土地も上がり、家賃も上がり、持家にして

もたぶん固定資産税も、私の受け持ちの住之江なんて万博とかが嚙んでいて、路線価がポンと上がっているから、固定資産税とかも上がってくる。なかなかこのへんのところ、一人暮らしだったら尚更、住居、家賃で半分近く持っていかれることを考えたら、引き上げできないかなというところだが。今回のテレワーク以外、何か前進するようなことはないか。

(市)

ない。

(組合)

引き続き、また次の春闘でも要求させていただく。引き続き、またぜひとも職員の生活が改善できるように、とりわけ、非正規の所の人たちの賃金労働条件が良くなるように、ぜひとも検討していただきたいと思う。